

21南監第7号
2021年8月5日

南多摩斎場組合議会議長 渡口 権様
南多摩斎場組合管理者 石阪 丈一様

南多摩斎場組合監査委員 石田 等
同 坂田 たけふみ



令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は南多摩斎場組合監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

2020年度支出事務

3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査の着眼点を以下のとおり設定した。

- (1) 支出命令に係る事務は適正か
- (2) 支出方法及び時期は適正か
- (3) 予算目的に反する支出はないか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問により実査を行った。

6 監査の期間及び実施場所

2021年8月5日 南多摩斎場で監査を実施した。

7 監査の結果

監査を実施したところ、適正に事務が執行されていると認められた。